

第6次総量削減計画の内容	第6次総量削減計画にかかる取組みの状況 (H17~21)																																																																																										
<p>まえがき</p> <p>この総量削減計画は、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第4条の3等の規定に基づき、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項及び水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第2第3号に規定する区域のうち大阪府の区域について、平成18年11月21日付け「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針(瀬戸内海)」に定められた削減目標量を達成するため、必要な事項を定めるものである。</p>	<p>-</p>																																																																																										
<p>1. 削減目標量</p>	<p>平成21年度実績の発生源別の削減目標量は次のとおり</p>																																																																																										
<p>平成21年度を目標年度とする発生源別の削減目標量は次のとおり</p> <p>(1) 化学的酸素要求量についての発生源別の削減目標量</p> <table border="1" data-bbox="373 732 1267 989"> <thead> <tr> <th></th> <th>削減目標量 (ト/日)</th> <th>(参考)平成16年度における量 (ト/日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活排水</td> <td>57</td> <td>63</td> </tr> <tr> <td>産業排水</td> <td>14</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>76</td> <td>83</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 窒素含有量についての発生源別の削減目標量</p> <table border="1" data-bbox="373 1056 1267 1325"> <thead> <tr> <th></th> <th>削減目標量 (ト/日)</th> <th>(参考)平成16年度における量 (ト/日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活排水</td> <td>38</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>産業排水</td> <td>10</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>19</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>67</td> <td>71</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) りん含有量についての発生源別の削減目標量</p> <table border="1" data-bbox="373 1392 1267 1648"> <thead> <tr> <th></th> <th>削減目標量 (ト/日)</th> <th>(参考)平成16年度における量 (ト/日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活排水</td> <td>2.4</td> <td>2.8</td> </tr> <tr> <td>産業排水</td> <td>0.8</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1.1</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4.3</td> <td>4.8</td> </tr> </tbody> </table>		削減目標量 (ト/日)	(参考)平成16年度における量 (ト/日)	生活排水	57	63	産業排水	14	15	その他	5	5	合計	76	83		削減目標量 (ト/日)	(参考)平成16年度における量 (ト/日)	生活排水	38	41	産業排水	10	11	その他	19	19	合計	67	71		削減目標量 (ト/日)	(参考)平成16年度における量 (ト/日)	生活排水	2.4	2.8	産業排水	0.8	0.9	その他	1.1	1.1	合計	4.3	4.8	<p>平成21年度実績の発生源別の削減目標量は次のとおり</p> <p>(1) 化学的酸素要求量についての発生源別の削減目標量</p> <table border="1" data-bbox="1629 732 2513 989"> <thead> <tr> <th></th> <th>削減目標量 (ト/日)</th> <th>平成21年度における量 (ト/日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活排水</td> <td>57</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>産業排水</td> <td>14</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>76</td> <td>66</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 窒素含有量についての発生源別の削減目標量</p> <table border="1" data-bbox="1629 1056 2513 1325"> <thead> <tr> <th></th> <th>削減目標量 (ト/日)</th> <th>平成21年度における量 (ト/日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活排水</td> <td>38</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>産業排水</td> <td>10</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>19</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>67</td> <td>62</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) りん含有量についての発生源別の削減目標量</p> <table border="1" data-bbox="1629 1392 2513 1648"> <thead> <tr> <th></th> <th>削減目標量 (ト/日)</th> <th>平成21年度における量 (ト/日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活排水</td> <td>2.4</td> <td>2.6</td> </tr> <tr> <td>産業排水</td> <td>0.8</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1.1</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4.3</td> <td>4.2</td> </tr> </tbody> </table>		削減目標量 (ト/日)	平成21年度における量 (ト/日)	生活排水	57	53	産業排水	14	9	その他	5	4	合計	76	66		削減目標量 (ト/日)	平成21年度における量 (ト/日)	生活排水	38	39	産業排水	10	8	その他	19	16	合計	67	62		削減目標量 (ト/日)	平成21年度における量 (ト/日)	生活排水	2.4	2.6	産業排水	0.8	0.6	その他	1.1	1.0	合計	4.3	4.2
	削減目標量 (ト/日)	(参考)平成16年度における量 (ト/日)																																																																																									
生活排水	57	63																																																																																									
産業排水	14	15																																																																																									
その他	5	5																																																																																									
合計	76	83																																																																																									
	削減目標量 (ト/日)	(参考)平成16年度における量 (ト/日)																																																																																									
生活排水	38	41																																																																																									
産業排水	10	11																																																																																									
その他	19	19																																																																																									
合計	67	71																																																																																									
	削減目標量 (ト/日)	(参考)平成16年度における量 (ト/日)																																																																																									
生活排水	2.4	2.8																																																																																									
産業排水	0.8	0.9																																																																																									
その他	1.1	1.1																																																																																									
合計	4.3	4.8																																																																																									
	削減目標量 (ト/日)	平成21年度における量 (ト/日)																																																																																									
生活排水	57	53																																																																																									
産業排水	14	9																																																																																									
その他	5	4																																																																																									
合計	76	66																																																																																									
	削減目標量 (ト/日)	平成21年度における量 (ト/日)																																																																																									
生活排水	38	39																																																																																									
産業排水	10	8																																																																																									
その他	19	16																																																																																									
合計	67	62																																																																																									
	削減目標量 (ト/日)	平成21年度における量 (ト/日)																																																																																									
生活排水	2.4	2.6																																																																																									
産業排水	0.8	0.6																																																																																									
その他	1.1	1.0																																																																																									
合計	4.3	4.2																																																																																									

第6次総量削減計画の実施状況 (H23.1.19時点)

2. 削減目標量の達成のための方途 (1) 生活系排水対策																																											
<p>ア 下水道の整備等</p> <p>下水道については、「21世紀の大阪府下水道整備基本計画(ローズプラン：平成22年度に普及率約97%を目標)」(平成14年3月策定)に基づき整備を推進するとともに、水洗化を促進する(表4)。</p> <p>また、下水道終末処理場については、適切な維持管理により処理水質の安定及び向上に努めるとともに、処理場の新設、更新時には、窒素、りんを除去を含めた高度処理施設の導入を行う。</p> <p>なお、合流式下水道については、平成16年度に策定した合流式下水道緊急改善計画に基づき、改善事業を進める。</p> <p style="text-align: center;">表4 下水道の整備(見込み)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>行政人口(千人)</th> <th>下水道水洗化人口(千人)</th> <th>/ (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21</td> <td>8,738</td> <td>7,782 【4,482】</td> <td>89.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>【 】書きは、高度処理人口を示す(内数)。</p>	年度	行政人口(千人)	下水道水洗化人口(千人)	/ (%)	21	8,738	7,782 【4,482】	89.1	<p>下水道整備による水洗化人口等は下表のとおり</p> <p>下水道整備の状況</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>年度</th> <th>行政人口(千人)</th> <th>下水道水洗化人口(千人)</th> <th>指定地域内普及率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績</td> <td>21</td> <td>8,891</td> <td>7,938 [4,418]</td> <td>89.3</td> </tr> <tr> <td>目標</td> <td>21</td> <td>8,738</td> <td>7,782 [4,482]</td> <td>89.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>[]書きは、高度処理人口を示す(内数)</p> <p>合流式下水道緊急改善計画に基づき、改善事業を推進</p>		年度	行政人口(千人)	下水道水洗化人口(千人)	指定地域内普及率(%)	実績	21	8,891	7,938 [4,418]	89.3	目標	21	8,738	7,782 [4,482]	89.1																			
年度	行政人口(千人)	下水道水洗化人口(千人)	/ (%)																																								
21	8,738	7,782 【4,482】	89.1																																								
	年度	行政人口(千人)	下水道水洗化人口(千人)	指定地域内普及率(%)																																							
実績	21	8,891	7,938 [4,418]	89.3																																							
目標	21	8,738	7,782 [4,482]	89.1																																							
<p>イ 下水道以外の生活排水処理施設の整備</p> <p>浄化槽の設置については、建築基準法(昭和25年法律第201号)及び浄化槽法(昭和58年法律第43号)に基づき、合併処理浄化槽の設置を指導する。</p> <p>特に、市町村が各戸に浄化槽を整備し使用料を徴収して管理・運営する「浄化槽市町村整備推進事業」に対して技術的支援を行うとともに、当該事業を窒素やりんを除去機能を有する高度処理型の浄化槽で実施する場合の府費補助制度の活用等により、その導入を促進する。</p> <p>なお、浄化槽の放流水質の安定及び向上を図るため、浄化槽法及び建築基準法に基づき、浄化槽の適正な設置、維持管理及び水質に関する検査の徹底を指導するとともに、水質汚濁防止法等に基づく浄化槽の規制・指導を行う。</p> <p>農業(漁業)集落排水施設については、地域の実情に応じて、施設整備を進める。</p> <p>し尿処理施設については、維持管理の徹底を図ることにより、放流水質の安定及び向上に努める。</p> <p>また、安定的で効率的なし尿及び浄化槽汚泥の処理体制の整備に努める。</p>	<p><浄化槽></p> <p>建築基準法に基づく建築物の建築に伴う浄化槽設置の審査及び検査並びに浄化槽法に基づく浄化槽設置届の審査を実施</p> <p>浄化槽の整備促進</p> <p>浄化槽設置整備事業実施状況 (設置基数)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計</td> <td>235</td> <td>190</td> <td>191</td> <td>199</td> <td>192</td> <td>1,007</td> </tr> </tbody> </table> <p>浄化槽市町村整備推進事業実施状況(H17より開始) (設置基数)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計</td> <td>30</td> <td>197</td> <td>153</td> <td>100</td> <td>46</td> <td>526</td> </tr> </tbody> </table> <p>浄化槽の指導状況(政令市を除く)</p> <p>・浄化槽の適正管理の徹底を図るため、府保健所において立入・指導を実施</p> <p>府保険所の立入・指導件数 (件数)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指導件数</td> <td>2,467</td> <td>3,566</td> <td>3,287</td> <td>2,516</td> <td>3,491</td> <td>15,327</td> </tr> </tbody> </table> <p><農業集落排水></p> <p>農業集落排水事業を実施</p> <p>・大沢地区(岸和田市)[整備事業期間H11~H19]</p>	市町村名	H17	H18	H19	H20	H21	計	合計	235	190	191	199	192	1,007	市町村名	H17	H18	H19	H20	H21	計	合計	30	197	153	100	46	526		H17	H18	H19	H20	H21	計	指導件数	2,467	3,566	3,287	2,516	3,491	15,327
市町村名	H17	H18	H19	H20	H21	計																																					
合計	235	190	191	199	192	1,007																																					
市町村名	H17	H18	H19	H20	H21	計																																					
合計	30	197	153	100	46	526																																					
	H17	H18	H19	H20	H21	計																																					
指導件数	2,467	3,566	3,287	2,516	3,491	15,327																																					

第6次総量削減計画の実施状況 (H23.1.19時点)

	<p>・天王地区(能勢町)〔整備事業期間H17～H21〕</p> <p><漁業集落排水> 漁業集落環境整備事業を実施 ・小島漁港(岬町)〔整備事業期間H17～H20〕</p> <p><し尿処理場> し尿処理施設の整備 ・し尿・浄化槽汚泥高度処理施設(阪南市)〔整備事業期間H16～H18〕 し尿処理施設の指導状況(政令市を除く) ・し尿処理施設の適正管理の徹底を図るため、府保健所において立入・指導を実施</p> <p>府保険所の立入・指導件数 (件数)</p> <table border="1" data-bbox="1576 661 2466 753"> <thead> <tr> <th>(件)</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指導件数</td> <td>39</td> <td>39</td> <td>44</td> <td>58</td> <td>52</td> <td>232</td> </tr> </tbody> </table>	(件)	H17	H18	H19	H20	H21	計	指導件数	39	39	44	58	52	232
(件)	H17	H18	H19	H20	H21	計									
指導件数	39	39	44	58	52	232									
<p>ウ 一般家庭における生活排水対策</p> <p>一般家庭からの生活排水による汚濁負荷量を削減するため、平成18年度に開設した生活排水に関するホームページ等を活用し、家庭での取組みにつながる情報を提供するなど、水質汚濁防止法、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」(平成6年大阪府条例第6号)及び「大阪府生活排水対策推進要綱」(昭和63年4月制定)に基づき、市町村と協力し、家庭でできる雑排水対策についての啓発・普及を行う。また、特に対策の実施が必要な地域を生活排水対策重点地域に指定し、計画的かつ総合的な生活排水対策を推進する。</p> <p>さらに、毎年2月を「生活排水対策推進月間」とし、関係機関が連携することで、生活排水に関する府民啓発の取組みを効率的に実施する。</p>	<p>市町村と協力し、家庭でできる雑排水対策の普及啓発を実施</p> <p>【H18年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年2月を「生活排水対策推進月間」と定め、PR標語「洗剤お風呂洗い物ちょっとの工夫できれいな川に」を設定 ・街頭キャンペーンを実施(H19年2月16日、20日)し、啓発グッズを配布 ・ホームページを開設し、家庭での取組みにつながる情報を発信 <p>【H19年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページにキャラクターを登場させ、親しみやすい情報を発信 ・月間の取組の一環として、泉州地域において環境省とシンポジウムを共催(H20年2月24日) ・熊取町内小学校で出前授業を実施(H20年2月7日) <p>【H20年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月間の取組の一環として、庁舎玄関でのパネル展示や生活協同組合の情報誌等でPRを実施 <p>【H21年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月間の取組の一環として、映画とタイアップした啓発ポスターの作成・配布、図書館でのパネル展示、電光掲示板でのメッセージ配信などのPRを実施 ・その他、適宜、環境関連イベントに参加し、パネル展示やアクリルたわしづくり、啓発アンケートを実施したほか、情報誌など各種媒体を通じて家庭でできる生活排水対策の取組について呼びかけを実施 														

第6次総量削減計画の実施状況 (H23.1.19時点)

(2) 産業系排水対策																																				
<p>ア 総量規制基準の設定</p> <p>指定地域内事業場については、業種等の実態、排水処理技術水準の動向、過去の汚濁負荷量の削減努力、費用対効果等を勘案し、公平性の確保に努めながら適切な総量規制基準を定め、その遵守を徹底することにより、汚濁負荷量の削減を図る。</p> <p>特に、特定施設を新設・増設する指定地域内事業場については、最新の処理技術の導入等が可能であることから、特別の総量規制基準を設定することにより、汚濁負荷量の削減を図る。</p> <p>C値については、「化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」(平成18年環境省告示第134号)、「窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」(平成18年環境省告示第135号)及び「りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」(平成18年環境省告示第136号)により定めることとし、一部の業種については、排水量等により区分し、業種等の実態を考慮して適切に設定する。</p> <p>また、施設の新設・増設、排水処理施設の改善等における除去効果の高い排水処理施設の導入の指導、凝集剤や栄養剤の添加の適正化及び当該施設の維持管理の徹底の指導等による排水処理の適正化並びに工程内で使用される添加物の低減及び副原料の転換の指導により汚濁負荷量の削減を図る。</p>	<p>日平均排水量50m³以上の指定地域内事業場に対して、汚濁負荷量のデータを毎月報告させ、総量規制基準の遵守状況を確認し、必要に応じて指導を実施</p> <p>立入検査、水質検査(濃度)を実施し、排水基準の遵守を徹底するとともに、COD、窒素、燐について総量規制基準の目安となるC値と比較し、基準超過の恐れについて、注意喚起を実施</p> <p>さらに日平均排水量400m³以上の指定地域内事業場に対し、総量規制基準の遵守状況及び計測機器の管理状況等について把握するため、自動採水器による連続採水検査等を実施し、適宜改善指導を実施(調査した事業所については全て総量規制基準を遵守)</p> <p style="text-align: center;">事業所指導の状況(大阪府) (回数)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業場数</td> <td>5,383</td> <td>5,103</td> <td>4,994</td> <td>5,014</td> <td>4,604</td> <td>25,098</td> </tr> <tr> <td>うち総量規制基準適用</td> <td>714</td> <td>682</td> <td>626</td> <td>601</td> <td>570</td> <td>3,198</td> </tr> <tr> <td>検査事業場数</td> <td>1,909</td> <td>2,024</td> <td>2,121</td> <td>1,782</td> <td>1,933</td> <td>9,769</td> </tr> <tr> <td>改善命令</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">「水質汚濁防止法等の施行状況(環境省)」より作成</p>		H17	H18	H19	H20	H21	合計	事業場数	5,383	5,103	4,994	5,014	4,604	25,098	うち総量規制基準適用	714	682	626	601	570	3,198	検査事業場数	1,909	2,024	2,121	1,782	1,933	9,769	改善命令	0	1	2	0	0	3
	H17	H18	H19	H20	H21	合計																														
事業場数	5,383	5,103	4,994	5,014	4,604	25,098																														
うち総量規制基準適用	714	682	626	601	570	3,198																														
検査事業場数	1,909	2,024	2,121	1,782	1,933	9,769																														
改善命令	0	1	2	0	0	3																														
<p>イ 総量規制基準が適用されない工場又は事業場に対する対策</p> <p>総量規制基準が適用されない工場又は事業場のうち、「水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例」(昭和49年大阪府条例第8号)及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」の排水規制の対象となっているものについては、立入検査、水質検査等により排水基準の遵守を徹底するとともに、「窒素及びその化合物並びに燐及びその化合物に係る削減指導要綱」に基づき、汚濁負荷量の削減についての指導を行う。</p> <p>その他の工場又は事業場については、排出水の特性等について、その実態把握に努めるとともに、「小規模事業場排水処理の手引き」(平成7年3月制定)や「小規模事業場排水対策マニュアル」(平成13年3月環境省環境管理局)に基づき、実情に即した除去効率の高い排水処理施設の設置の指導や啓発を行うことにより、汚濁負荷量の削減を図る。</p>	<p>水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例(日平均排水量30~50m³)及び大阪府生活環境の保全等に関する条例(日平均排水量30m³~)の排水規制の対象になっているものについては、立入検査、水質検査等により排水基準の遵守を徹底</p> <p>窒素及びその化合物並びに燐及びその化合物に係る削減指導要綱に基づき、汚濁負荷量の削減に係る対策の実施を指導</p> <p>その他の事業場については、小規模事業場排水処理の手引きに基づき、汚濁負荷量を削減するための対策を実施</p>																																			

第6次総量削減計画の実施状況 (H23.1.19時点)

(3) その他の汚濁発生源に係る対策																									
<p>ア 農地からの負荷削減対策</p> <p>「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」(平成11年法律第110号)の趣旨や「大阪エコ農業推進基本方針」(平成13年3月策定)に則り、大阪エコ農産物の認証など肥料の施用量の低減を図る取組み等を推進し、農地に由来する汚濁負荷量の削減を図る。</p>	<p>H12年3月に堆肥や肥料の適正施用の目安、化学農薬低減技術を盛り込んだ「大阪府持続性の高い農業生産方式導入指針」を策定し、農業生産における過剰な施肥、農薬散布の削減の指導を実施</p> <p>H13年3月には、農業の持つ自然循環機能を発揮させるため、「大阪エコ農業推進基本方針」を策定し、府内の標準の二分の一以下の農薬・化学肥料で生産された農産物を大阪エコ農産物として認証する制度を発足させ、府民の安心な農産物ニーズに応えとともに、環境に配慮した農業に取り組む農業者の支援</p> <p>大阪エコ農産物認証に関する推移(年2回受付) (認証件数)</p> <table border="1" data-bbox="1492 661 2653 753"> <thead> <tr> <th>(件)</th> <th colspan="2">H17</th> <th colspan="2">H18</th> <th colspan="2">H19</th> <th colspan="2">H20</th> <th colspan="2">H21</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>785</td> <td>827</td> <td>901</td> <td>1,172</td> <td>969</td> <td>1,475</td> <td>1,111</td> <td>1,608</td> <td>1,293</td> <td>1,766</td> <td>11,907</td> </tr> </tbody> </table> <p>農業者に環境に配慮した農業の意識付けを図り、農薬や化学肥料を削減するための農業技術を提案し、農業者への提供及び指導を実施。また、大阪エコ農産物認証制度の取組拡大を図るため、認証対象作物数の増加や申請様式の簡素化及び電子化などを改訂</p>	(件)	H17		H18		H19		H20		H21		合計		785	827	901	1,172	969	1,475	1,111	1,608	1,293	1,766	11,907
(件)	H17		H18		H19		H20		H21		合計														
	785	827	901	1,172	969	1,475	1,111	1,608	1,293	1,766	11,907														
<p>イ 畜産排水対策</p> <p>畜産排水については、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」(平成11年法律第112号)に基づき、家畜排せつ物の適正な処理及び有効利用を推進すること等により、家畜排せつ物に由来する汚濁負荷量の削減を図る。</p>	<p>「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」(H11年法律第112号)第8条に基づき、「大阪府家畜排せつ物の利用促進計画」を策定し、H16年度末までに家畜排せつ物処理施設の整備を全て完了。さらに、府、市町村、関係団体等で構成する大阪府畜産環境保全推進指導協議会において、環境保全に係る畜産経営体への指導方針の確認および情報共有を実施</p> <p>巡回指導件数 (件数)</p> <table border="1" data-bbox="1552 1293 2323 1386"> <thead> <tr> <th></th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>246</td> <td>234</td> <td>218</td> <td>204</td> <td>182</td> <td>1,084</td> </tr> </tbody> </table>		H17	H18	H19	H20	H21	合計		246	234	218	204	182	1,084										
	H17	H18	H19	H20	H21	合計																			
	246	234	218	204	182	1,084																			
<p>ウ 養殖漁場の改善</p> <p>養殖漁場の環境改善を図るため、持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)に基づき、給餌量の低減、汚濁負荷の少ない飼料の使用の促進等により、養殖漁場の環境管理の適正化を推進するとともに、漁場内の水質及び底質の改善を図るため、地域の実情に応じて適切な措置を講じる。</p>	<p>持続的養殖生産確保法(H11年法律第51号)に基づく、給餌量の低減、汚濁負荷の少ない飼料の使用の促進等により、養殖漁場の環境管理の適正化を推進</p>																								

第6次総量削減計画の実施状況 (H23.1.19時点)

(4) その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項															
<p>ア 大阪湾再生の取組みの推進</p> <p>大阪湾への流入負荷の軽減に加え、美しく親しみやすい豊かな大阪湾の再生を図るため、「大阪湾再生推進会議」や「大阪湾環境保全協議会」等を通じ、大阪湾再生行動計画(平成16年3月)の推進などの大阪湾流域の自治体やNPOなどと互いに連携・協力した取組みを推進する。</p>	<p><大阪湾再生会議></p> <p>一年のうち最も水質が高くなる夏場において、関係機関等と連携を図り、「大阪湾再生水質一斉調査」を実施</p> <p><大阪湾環境保全協議会></p> <p>将来を担う子供たちに大阪湾の環境の大切さを引きづくことをテーマに環境教育用「大阪湾かるた」の作成し、イベント等で紹介</p> <p>多くの方にもっと大阪湾への関心を持ってもらい、大阪湾の環境保全について考えることを目的にホームページを充実(バーチャル大阪湾のページの開設)</p>														
<p>イ 循環型社会における資源リサイクルの推進</p> <p>工場において、製造工程で使用する窒素及びりんのリサイクルを促進することにより汚濁負荷量の削減を図るとともに、工場又は事業場での水の循環再利用や家庭での節水型水利用を促進するなど、社会全般における循環型社会の実現に向けた取組みを進め、各主体による行動の実践に努める。</p>	<p><下水処理水の再利用></p> <p>堺浜地区へ三宝処理場の高度処理水 34,000m³/日を工業用水・散水用水として供給(H21 供用)</p> <p><雨水利用の促進></p> <p>門真市内の小学校での雨水タンクを設置とあわせ、環境学習を実施</p>														
<p>ウ 健全な水循環の回復</p> <p>森林や農地等の貯留浸透・涵養能力の保全・回復・増進や、平常時の河川流量の確保、下水の高度処理水の河川還元、雨水利用の促進等の健全な水循環の回復に向けた取組みを進めることにより河川等の水質の改善を図る。</p>	<p><森林の農地等の貯留浸透・涵養能力の保全・回復・増進></p> <p>水資源の安定的確保と山地災害の未然防止のため、水源地域整備事業を実施</p> <p><平常時の河川流量の確保></p> <p>「寝屋川流域水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンス)」に基づき、恩智川において地下水を利用するための井戸を整備</p> <p><高度処理水の河川還元></p> <p>高度処理の導入により、水質の良好な処理水を河川へ還元</p> <p><雨水利用の促進>【再掲】</p> <p>門真市内の小学校での雨水タンクを設置とあわせ、環境学習を実施</p>														
<p>エ 水質浄化事業の推進</p> <p>(ア) 河川・水路の浄化施設整備等</p> <p>水質汚濁の進んだ河川・水路等の水質を改善するため、大和川流域における薄層流浄化施設、寝屋川流域における接触酸化等の浄化施設の整備等を推進する。</p> <p>(イ) 底質改善事業の推進</p> <p>底質汚泥による水質の悪化を防止するため、泉州諸河川、大阪市内河川、大阪港港湾区域等において、汚泥のしゅんせつ事業を推進する。</p>	<p><河川・水路の浄化施設整備></p> <p>薄層流浄化施設・接触酸化等の浄化施設を整備</p> <p><底質改善事業の推進></p> <p>底質汚泥による水質悪化防止のため、浚渫を実施</p> <p>河川・港湾区域等の浚渫土量 (m³)</p> <table border="1" data-bbox="1531 1724 2386 1818"> <thead> <tr> <th></th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>41,154</td> <td>35,785</td> <td>40,243</td> <td>19,319</td> <td>26,306</td> <td>162,807</td> </tr> </tbody> </table>		H17	H18	H19	H20	H21	合計		41,154	35,785	40,243	19,319	26,306	162,807
	H17	H18	H19	H20	H21	合計									
	41,154	35,785	40,243	19,319	26,306	162,807									

第6次総量削減計画の実施状況 (H23.1.19時点)

<p>オ 人工海浜、干潟等の造成・保全</p> <p>堺2区における人工干潟の造成や、りんくうタウン地先での藻場造成など、生態系に配慮し、多自然川づくり、海域での緩傾斜護岸の導入、藻場・干潟等の浅海域の造成・保全等を行い、自然が有する水質浄化機能の積極的な活用を図る。</p>	<p><人口干潟の造成></p> <p>堺2区人工干潟造成工事を実施(H23完成予定)</p> <p><藻場の造成></p> <p>阪南市・泉南市・田尻町地先で22.2haを整備〔整備事業期間H15～H21〕</p> <p><緩傾斜護岸の整備></p> <p>関西国際空港の第2空港島周辺の8.7kmを整備(H17年滑走路を供用)</p>																					
<p>カ 監視体制の整備</p> <p>公共用水域の水質汚濁の状況及び汚濁負荷量の削減状況を正確に把握し、有効かつ適切な対策を講ずるため、河川及び海域の水質監視並びに指定地域内事業場等に対する立入検査の実施等、効果的な監視体制の充実を図る。</p>	<p><発生源の常時監視></p> <p>指定地域内事業場による汚濁負荷量測定結果の報告をメールで受け取ることができるよう、大阪府大気汚染・水質汚濁発生源常時監視システムを稼働(本システムはH20年11月末で廃止)</p> <p>上記システムの代替措置として大阪府庁の電子申請システムを利用した汚濁負荷量測定結果の報告を受けられるよう整備(H20年12月)</p> <p><公共用水域の常時監視></p> <p>公共用水域の調査回数 (調査回数)</p> <table border="1" data-bbox="1555 932 2190 1073"> <thead> <tr> <th></th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川</td> <td>144</td> <td>144</td> <td>144</td> <td>144</td> <td>144</td> <td>720</td> </tr> <tr> <td>海域</td> <td>22</td> <td>22</td> <td>22</td> <td>22</td> <td>22</td> <td>110</td> </tr> </tbody> </table>		H17	H18	H19	H20	H21	合計	河川	144	144	144	144	144	720	海域	22	22	22	22	22	110
	H17	H18	H19	H20	H21	合計																
河川	144	144	144	144	144	720																
海域	22	22	22	22	22	110																
<p>キ 教育、啓発等</p> <p>水質総量規制をより効果的に推進するには、府、市町村、事業者、府民、民間団体及び関係機関の各主体間の連携を強化するとともに、各々の理解と協力を得ることが必要である。このため、自治体の広報紙、ホームページ等の様々な媒体を活用し、総量規制の趣旨及び内容についての情報を提供するほか、大阪湾に関する学習機会の提供などにより、広く正しい理解を求め、協力体制の強化を図ることにより、汚濁負荷量の削減に努める。また、海の恵みを実感できる「人と海との関わり」を回復するため、パブリックアクセスの向上を図る。</p> <p>府民に対しては、家庭でできる浄化対策の実践等に努めるよう啓発等を行うとともに、児童及び生徒に対しては、水質保全に対する正しい知識が得られるよう、環境教育等を通じて、水質保全意識の普及・啓発を行うなど、自ら汚濁負荷量削減のための行動を実践するような気運づくりに努める。</p> <p>事業者に対しては、業界団体が実施する研修会等を通じ、本計画の趣旨及び内容の周知徹底に努め、総量規制基準の遵守はもとより、汚濁負荷量の削減に向けた事業者による自主的な取組みを促進する。</p>	<p><こども環境教室等></p> <p>小学生を対象とした環境教室を行い、身近な生活環境調べなどを通じて水質保全に関する知識と実践について啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H16～21年度 こども環境デー 6回 ・H16～21年度 こども環境教室 33回 <p><なにわ環境塾></p> <p>地域で環境保全活動等を行っている環境活動リーダーに対し、知識や能力をさらに高めるため「なにわ環境塾」を開講し環境コーディネーターの養成を実施(H18年度で終了)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H16年度 2コース 77名 ・H17年度 1コース 22名 ・H18年度 1コース 41名 <p><なぎさの楽校></p> <p>環境保全に関する意識の高揚を図るため、岬町の自然海岸を教室として、生き物観察や海岸の清掃を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H16～21年度 参加人数合計 539名 <p><公共用水域の常時監視調査結果の公表></p>																					

第6次総量削減計画の実施状況 (H23.1.19時点)

	<p>大阪府環境白書に公表するとともに、大阪の環境ホームページ「エコギャラリー」に公共用水域等水質等環境データベースを作成し(H16年9月)、調査結果をデータベース化して府民に公表</p>
<p>ク 調査研究の推進</p> <p>府及び市町村等の試験研究機関において、環境保全に関する調査研究を引き続き実施し、環境保全に関する技術開発や海域における内部生産機構の解明等に努める。</p>	<p><環境科学センター></p> <p>【環境技術実証モデル事業(小規模事業場向け有機性排水処理技術分野)】</p> <p>普及が進んでいない環境技術について、環境保全効果等を第三者機関として大阪府が客観的に実証し、技術の普及促進</p> <p>水質保全に関してはH16年度から19年度にかけて厨房、食堂等小規模事業場向けの有機性排水処理技術分野について5技術の実証を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H16年度 2技術 ・H18年度 2技術 ・H19年度 1技術 <p><食とみどり技術センター></p> <p>農業用水の水質保全や畜産排水のCOD低減等に関する調査研究を引き続き実施し、環境保全に関する調査研究を実施</p> <p>【H16年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全型土壌管理対策推進事業 ・養液栽培の培養液殺菌・リサイクル処理技術の開発 ・簡易低コスト家畜排せつ物処理施設等開発普及促進事業 ・農業廃棄物のゼロ・エミッション化試験 ・農業用水水質保全対策事業 ・畜産排水の色度とCOD成分低減のための低コスト処理技術の開発 ・淀川汽水域の基礎環境調査 ・環境に配慮した養液殺菌・リサイクル処理可能循環栽培システムの開発 <p>【H17年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全型土壌管理対策推進事業 ・養液栽培の培養液殺菌・リサイクル処理技術の開発 ・バイオアッセイによる環境モニタリング装置の開発 ・農業用水水質保全対策事業 ・畜産排水の色度とCOD成分低減のための低コスト処理技術の開発 ・近畿地域の水稻の環境負荷低減技術の体系化と負荷予測モデルの開発 ・湖沼等水質浄化技術実証調査 ・埋立処分場浸出水における有機性難解物質の存在状況等基礎実証調査 <p>【H18年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全型土壌管理対策推進事業 ・バイオアッセイによる環境モニタリング装置の開発

第6次総量削減計画の実施状況 (H23.1.19時点)

	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立地調整池での底質微生物群集解析による最適な浄化技術の開発 ・赤泥焼成資材による畜産排水処理実証試験 ・農業用水水質保全対策事業 ・畜産排水の色度とCOD成分低減のための低コスト処理技術の開発 ・近畿地域の水稻の環境負荷低減技術の体系化と負荷予測モデルの開発 ・湖沼等水質浄化技術実証調査 ・埋立処分場浸出水における有機性難解物質の存在状況等基礎実証調査 <p>【H19年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農薬残留対策調査事業 ・農業用水水質保全対策事業 ・近畿地域の水稻の環境負荷低減技術の体系化と負荷予測モデルの開発 ・埋立処分場浸出水における有機性難解物質の存在状況等基礎実証調査 ・環境保全型土壌管理対策推進事業 <p>【H20年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農薬残留対策調査事業 ・農業用水水質保全対策事業 ・埋立処分場浸出水における有機性難解物質の存在状況等基礎実証調査 ・可視光応答型光触媒の廃棄物埋立処分場浸出水浄化技術への応用 <p>【H21年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農薬残留対策調査事業 ・農業用水水質保全対策事業 ・埋立処分場浸出水における有機性難解物質の存在状況等基礎実証調査 ・可視光応答型光触媒の廃棄物埋立処分場浸出水浄化技術への応用 <p><水産技術センター></p> <p>海域における水域環境の保全及び改善に関する調査研究を実施</p> <p>【H19年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁場環境調査 ・環境技術実証モデル事業 <p>【H20年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁場環境調査 <p>【H21年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁場環境調査
<p>ケ 中小企業者への助成措置</p> <p>公害防止対策を行う必要がある中小企業者に対し、資金の融資あっ旋と利子補給を行う。</p>	<p>公害防止対策を行う必要がある中小企業者に対し、資金の融資あっ旋と利子補給を行った。</p>